

平成24年12月10日 遠嶋県議一般質問

環境アセスメント、環境アセスメントのあり方についてお尋ねします。

現在、我が国では環境に負荷を与える事業を行う場合に、その環境に与える影響を調査し、負荷を低減するための方策をとることを義務付ける環境影響評価法いわゆる環境アセスメント法が適用されています。1999年6月に施行された現行法では、対象事業を適用必須の第1種事業と適用可能とする第2種事業としています。また、国が定める比較的大規模な事業以外で、各地方自治体内で実施される中規模、小規模の事業でも環境に負荷を与える事業については、地方自治体が条例で環境アセスメントを実施するよう定めています。

この法以前は、利益を得るがために環境への負荷を全く考慮せず、乱開発が横行し、全国各地で環境破壊が行われ、社会問題化していました。この状況に鑑みて整備された法律であり、それなりの効果を積み上げてきました。この法の施行から10年を経過して、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続きのオンライン化等の社会情勢の変化に対応すべく2011年4月「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立・公布されました。

これまでの環境アセスメントは、「事業の位置、規模、配置が決定した段階」（2010年5月11日衆院本会議での環境大臣答弁）で実施されており、事業のほとんどがコンクリートされた状態での調査となっています。この環境アセスメントは、事業主が環境影響評価調査を実施するものであり、その結果が妥当なものなのかは極めて懐疑的であります。これまで我が鹿児島県議会でも大きな懸案事項でありました大規模養豚場建設問題では、環境アセスが行われている最中でした。県の試算では4000万円以上の費用が必要ではないかとしていました。自らの事業を進めるにあたって、事業実施に伴う環境影響の評価を巨費を投じて行うわけですから、都合の悪い報告を導くことは極めて考えにくいことでもあります。巷間いわれている「環境アセスメント」といわれる由縁だと思います。結果として、自然破壊や動植物への悪影響、人間の生態系への悪影響を生じさせ、大きな社会問題化することへつながっていくのであります。

今回の法改正は、「事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階」（2010年3月31日の環境大臣答弁）に環境アセスを実施するというものであり、計画段階での配慮をはかるために計画段階配慮書を作成することを義務化しています。環境アセスの生みの親であるアメリカでは、その対象を「上位計画」「政策」「実施に先立つ早い段階」としており、政策や事業の実施を必ずしも前提としない立案段階で環境情報を提供し、住民や関心のある専門家の意見を聴いて最終決定に反映させるとしています。実に40年以上も前の1969年に制度化しているのです。我が国での今回の法改正は余りに遅きに失すると共に、内容も不十分であります。しかし、付帯決議にあるように不断の見直しをするとしていますので、今後さらなる充実に向けた取り組みが必要と考えます。

これまでの事業実施段階の環境アセスと違い、計画段階のアセスを戦略的環境アセスメントというそうですが、この戦略的環境アセスメントを鹿児島県でも条例化する必要があると考えます。環境への負荷をより少なくし、社会問題化するリスクを低減するためにも極めて重要だと思います。既に、埼玉県、東京都、千葉県、そして横浜市、京都市、広島市などで条例化等が行われています。

今回の法改正もあったことから、鹿児島県でも戦略的環境アセスメントの条例化に取り組むお積もりがないかお伺いします。

新川環境林務部長

環境影響評価は事業者自らの責任と負担で環境影響について配慮することや、事業計画を作成する段階で環境保全対策を検討することは事業着手後の環境保全を担保する上でも有効

であることから、事業者が自ら行うものとされている。

こうした基本的な枠組みの中で、県は事業者が提出する準備書について住民意見に配慮しながら関係市町村長や県・環境影響評価専門委員の意見を踏まえ、評価項目毎の調査予測評価や環境保全措置の妥当性に関して審査を行っており、こうした住民等の意見の反映や県の審査を通じて環境影響評価全体の妥当性や合理性は確保されていると考える。

先だって環境アセスメントについては個別事業に先立つ戦略的意思決定段階、すなわち事業の位置、規模等の検討段階から、より広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして、来年4月施行の改正環境影響評価法に於いて計画の立案段階に於ける配慮諸手続きが導入される予定である。

この手続きは同法の対象事業の中でも特に環境影響が著しいものとなる恐れのある大規模な開発事業に限って義務化されており、そうした大規模事業を対象としていない条例に於いては当面、配慮諸手続きの導入は考えていない。